

4 インバウンド需要に対応した農山漁村地域への誘客促進及び農林水産物・食品の輸出拡大について

2024年上半期の訪日外国人旅行者数は推計で1,778万人となり、コロナ前の2019年の1,663万人を上回り、この時期として過去最多を更新するなど、インバウンドは好調に推移している。今後、インバウンドを本格的に拡大させていくためには、ゴールデンルートから農山漁村へと一歩踏み出すなど、インバウンドの地方誘客と地方消費をより一層促すことが重要となっている。

国は、昨年6月に農泊推進実行計画を公表し、農山漁村地域に宿泊し食事や体験を楽しむ農泊の成長支援を強化することとし、農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7年度までに700万人泊とすることに加え、農山漁村地域におけるインバウンドの受入れを加速化させる観点から、外国人旅行者の割合をコロナ前の約6%から10%に増加させる目標を掲げている。

また、農林水産物・食品の輸出額を令和7（2025）年に2兆円、令和12（2030）年に5兆円とする目標を掲げている。海外では、日本産農林水産物は高く評価されており、コロナ禍を経たインバウンド需要の増大と相まって、日本全体では輸出が伸びてきている。

こうした背景を踏まえ、農山漁村地域の活性化につながるインバウンド誘客を促進するためには、外国人旅行者に対し、日本の食や食文化の理解促進や滞在日数の延長、リピーター化を図るとともに、農山漁村地域の受入体制を整備することが不可欠である。

さらに、帰国後の日本産農林水産物・食品の購入機会の拡大や、生産体制の強化を推進することで、インバウンド消費と輸出拡大の取組を展開し、好循環を創出していくことが重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 ターゲット国を明確にした推進を図っていくため、農泊地域での宿泊者など農山漁村地域を訪れる外国人旅行者の出身国や訪問地域、滞在期間、訪問目的などについて、都道府県毎の情報提供を行うこと。
- 2 地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、インバウンド誘客の促進を図る取組を認定し、世界に向けて発信する「SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)」等の制度について、より多くの実践者が活用できるよう、認定要件を緩和すること。加えて、諸外国における誘客促進プロモーションやウェブサイト・SNSを活用した情報発信を充実する等、日本の農山漁村地域の魅力のPRをより一層強化すること。
- 3 インバウンド需要の拡大や田園回帰等による国内外からの新たな人流への対応を見据え、都市と農山漁村の交流促進に向けた取組に対し、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）や農山漁村振興交付金の十分な財源の確保とともに、農家民宿等の滞在施設整備に係る上限額の拡大など支援の拡充を図ること。
- 4 インバウンド需要のある国・地域への農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、地方公共団体や事業者等による販路拡大・販売促進に向けた各種取組のほか、厳しい残留農薬基準等が設定されている国・地域に対する規制緩和や条件設定及び、科学的根拠に基づかないまま福島第一原子力発電所事故やALPS処理水の放出に伴う輸入規制を実施している諸外国・地域に対する規制措置の撤廃に向けた働きかけを強化するなど支援の充実を図ること。加えて、海外産地との競争力強化等に向けた農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）による国内産地の連携など、オールジャパンでの取組が実効性を伴うものとなるよう取組を強化すること。